

令和4年2月10日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第117号：新型コロナウイルスに対する新たな措置）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、新たな措置を発表しました。

【本文】

【国内の規制】

1 2月9日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、国内の感染状況についてコロナ入院者数及びICU対応者数が増加する一方、感染者数は横ばいの安定した状態であると評価し、新たな措置を決定、発表しました（同日付施行）。報道によれば概要以下のとおりです。

（1）金曜礼拝及び日々の通常礼拝について、感染症対策及び収容人数を50パーセント以下にすることを条件に実施を認める。

（2）行政機関及びその他政府系機関職員の出勤50パーセント制限を撤廃する。

（3）集会所について、ワクチン接種証明書の提示及び感染症対策を条件に、収容人数70パーセント以下での運営を認める。

（4）国際会議及び国内向け会議について、収容人数70パーセント以下での開催を認める。

なお、政府機関及び民間施設（商業施設、レストラン、企業等）への立ち入りに際するワクチン証明書の提示は継続するとし、公共の場及び密閉空間でのマスクの着用、ソーシャル・ディスタンスの確保、密集場所の回避及び手洗いの徹底を求めた。

また、12歳以上に対する3回目のワクチン接種を呼びかけた。

2 同日、オマーン保健省はワクチン接種者について、1回目の接種を終えている者が対象者の95パーセント、2回目が89パーセント、3回目が17パーセントと発表した。

【出入国関係】

1 2月10日、オマーン空港は、ホームページにおいて、出入国手続きについて掲載しておりますので、ご参照下さい。

<https://www.omanairports.co.om/news/update-on-travel-restrictions-related-to-covid-19/>

2 1月31日、オマーン民間航空庁（CAA）は、昨年12月26日付けの回章を追って通知があるまで、引き続き有効とするしました（以下、回章内容）。

（1）18歳以上の者（オマーン国籍を除く）は、オマーン入国に際して、オマーン政府が承認するワクチン（注）の2回接種が義務付ける。

（2）オマーン入国前のPCR検査証明書は、オマーン到着前72時間以内に受検したもののみ有効。

(注) 2022年2月10日現在、オマーン政府が承認しているワクチンは、Pfizer-BioNTech、Oxford-AstraZeneca、AstraZeneca-Covshield、Moderna、Sinovac、Sinopharm、Sputnik V、Covaxin、Johnson & Johnson となっています。

(ご参考：CAA ツイッターリンク)

<https://twitter.com/CAAOMN/status/1475111639653531651>

上記以外の手続きは引き続き以下のリンクが有効としています。

<https://twitter.com/CAAOMN/status/1453301651993923589>

なお、オマーン入国に際する登録サイト「e-mushrif」の URL が変更となり、1月18日から、<http://travel.moh.gov.om> となりましたので、ご留意下さい。登録内容は以前から変更はありません。

3 オマーンのワクチン専用アプリ (Tarassud+) に関し、本邦や第3国からオマーンに渡航され長期滞在される方で、オマーン国外で接種されたワクチンの接種証明の同専用アプリへの登録については、以下の要領で可能となる旨確認しましたので、お知らせ致します (当館館員が実際に登録済み)。

(1) 登録担当部局

オマーン・ワクチン・センター・Tarassud カウンター (Old Seeb International Airport 内、電話 1144)

(2) 登録方法

WhatsApp (7150-9360) により、以下の書類とともに登録を依頼。

・旅券、IDカード、Tarassud+登録携帯電話番号、ワクチン接種証明

なお、現在、多くの依頼を受けており、登録手続きに時間を要しているため、急ぐ場合には同センターを直接訪れ、手続きすることを勧めるとのことでした。

(3) 受付時間

日曜から金曜日の午前8時から午後2時まで

【感染状況】

1 過去1週間のオマーン保健省の発表を取りまとめると、2月3日に2,524件、4日に1,538件、5日に2,084件、6日に2,410件、7日に2,303件、8日に2,356件、9日に1,743件の新規感染を記録し、9日までの累積感染症例数は360,999件 (死亡件数は4,195件、治癒件数は333,906件、治癒率92.5%)、9日の入院件数は417件 (新規88件、ICU73件) です。

2 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、外出時にはマスク着用を忘れずに (公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル)、十分な感染予防に引き続き努めてください。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館領事班

－住所 : Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話 : (+968) 24601028

－FAX : (+968) 24698720

－ホームページ : https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL
から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>